

議会議案第49号

鎌倉歴史文化交流館条例の制定に係る附帯決議について

鎌倉歴史文化交流館条例の制定に関し、次のとおり決議する。

平成29年3月22日提出

提出者 平成29年度鎌倉市一般会計
予算等審査特別委員長
上 畠 寛 弘

鎌倉歴史文化交流館条例の制定に係る附帯決議

鎌倉市議会は、鎌倉歴史文化交流館条例の制定に際して、鎌倉市教育委員会及び鎌倉市に対して、次のとおり要請する。

- 1 児童・生徒や平日勤務の方が利用するに当たって、日曜日、祝日が休館であることは、著しく不便である。よって、利用者の利便性に鑑みて、近隣住民の理解を得て、日曜日、祝日の開館が可能となる環境を速やかに実現すること。
- 2 1について、市長部局は教育委員会に対して、最大限の協力をすること。
以上、決議する。

平成29年3月22日

鎌 倉 市 議 会